

（趣旨）

第一条 この法律は、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）に基づく任意後見契約において、医療行為代諾特約を設ける際の効力、方式等に関し特別の定めをするとともに、医療行為の代諾に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 医療行為 医師、歯科医師、看護師その他の医療従事者が行う医的侵襲を伴う処置（予防接種を含む。）及び治療並びに手術をいう。
- 二 代諾 医療従事者が行おうとする医療行為について、本人（任意後見契約に関する法律第二条第二号にいう本人をいう。）に代わって承諾を行うことをいう。
- 三 医療行為代諾特約 任意後見契約に付加する特約であって、本人が精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の医療行為に係る選択の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代諾権を付与することを内容とするものをいう。

（特約の効力）

第三条 任意後見契約には、医療行為代諾特約を設けることができる。

- 2 医療行為代諾特約は、任意後見契約に関する法律第四条第一項に基づき任意後見監督人が選任された時点において、効力を発生するものとする。
- 3 任意後見契約が終了し、又は、解除されたときは、医療行為代諾特約は失効する。

（特約の方式）

- 第四条 医療行為代諾特約は、任意後見契約とともに、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。
- 2 代諾の対象となる医療行為を限定する場合は、前項の規定を準用する。

（本人の意思の尊重等）

第五条 任意後見人（任意後見契約に関する法律第二条第四号にいう任意後見人をいう。）は、医療行為の代諾に当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び尊厳

の保持に配慮しなければならない。

2 医療従事者は、本人の意思に配慮し、任意後見人と十分に協議し、かつ、専門的見地から判断して、最も適切な医療行為を選択するよう努めなければならない。

3 前項の規定は、本人に緊急かつ明白な生命の危険が生じている場合に、医療従事者の判断のみで医療行為を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

(法務省令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、医療行為代諾特約に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(実施のための措置等)

第二条 政府及び最高裁判所は、成年後見制度が介護保険等と並び、高齢化社会を迎える我が国の社会的基盤として整備されたものであることにかんがみ、この法律の実施にあたり、国民が成年後見等の制度を利用することの意義、制度を利用するための手続その他の留意点等を具体的に分かりやすく説明するなど、成年後見制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な制度への参加と協力が行われるようにするための措置を講じなければならない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、成年後見制度において医療行為の代諾を広く認めるための抜本的な改革を行うための検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

## 理 由

精神上の障害により事理弁識能力が不十分な状況においても、本人の意思を尊重した医療行為が行われるよう、任意後見契約において医療行為についての代諾権を付与する特約をするための制度を設ける必要がある。これが、本法律案を提出する理由である。

## 法務大臣の趣旨説明文

ただいま議題となりました任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案につきまして、その提案の理由をご説明いたします。

本法は、精神上的障害により事理弁識能力が不十分な状況においても、本人の意思を尊重した医療行為が行われるよう、任意後見契約制度を活用し、任意後見契約に付加して医療行為についての代諾権を付与する特約を設けられるようにするものであります。

以下、この法律案の内容をご説明いたします。

第一に、任意後見契約を締結する本人は、精神上的障害により事理弁識能力が不十分な状況における自己の医療行為に係る選択の全部又は一部を委託し、これに係る事務について代諾権を付与することを内容とする医療行為代諾特約を、任意後見契約に設けることができることとしております。なお、代諾特約の対象となる医療行為は、医師等の医療従事者が行う医的侵襲を伴う処置及び治療並びに手術と定めております。

第二に、医療行為代諾特約は、任意後見監督人が選任された時点で効力を発生し、また、任意後見契約が終了し、又は、解除されたときに失効するものとしております。

第三に、医療行為代諾特約の方式は、任意後見契約とともに、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならないものと定めております。

第四に、任意後見人及び医療従事者が、本人の意思等を尊重すべき義務を規定しております。

その他、本法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、附則におきまして、政府が、本法の施行状況の検討を行い、必要があると認めるときは、成年後見制度において医療行為の代諾を広く認めるための抜本的な改革を行うための検討を行う旨などを定めた条項を盛り込んでおります。

以上がこの法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。